

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から13年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月から13年3月まで

私は、20歳到達時に、長兄と共に市町村役場に出向き、国民年金担当窓口で、「国民年金保険料の免除申請をしたい。」と明確に意思表示をしたにもかかわらず、担当職員は、十分な説明や事情を聴取することもなく、免除申請書の交付も無いまま、当該申請の受付は無理だと拒まれた。

しかし、国民年金保険料の免除申請は、その意思表示をした段階で申請がなされており、申立期間当時、私の所得状況は国民年金保険料の免除要件を満たしていたのであるから、申請が不当に拒否され、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

次に、私は、平成13年5月に申立期間が免除に該当するはずだったことを初めて知ったため、市町村役場の国民年金担当窓口で担当職員に抗議したところ、その場で免除申請書を書くように言われ、収入や財産等が無いことを記載し申請が受理されたが、担当職員は私の抗議に対して反論や何の説明もしなかったことから、当該職員は20歳当時の市町村役場の対応に誤りがあったことを認識していたはずであり、申請書を受理した段階で申立期間の記録を未納から保険料免除期間に訂正すべきであったにもかかわらず、当該処理が放置され未納のままとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することが困難であったため、20歳到達時に市町村役場の国民年金担当窓口において、担当職員に「免除申請をしたい。」旨を口頭で伝えており、免除申請書は提出していないが、当該意思表示は申請行為に当たることから、申立期間の保険料は免除されるべきであったと主張しているところ、国民年金保険料の免除申請は、国民年金

法施行規則第 77 条において、免除申請書を提出することによって行わなければならないと規定されている上、市町村役場は、必ず免除申請書の提出をもって当該申請を受理するとしていることから、口頭意思表示のみをもって申請が受理されたとする申立人の主張は、国民年金保険料の免除申請に係る取扱いと合致せず、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請は行われていたものとは認められない。

また、申立人は、平成 13 年に市町村役場の国民年金担当窓口において、国民年金保険料の免除申請書を提出した際、申立期間の記録が未納から保険料免除期間に訂正されるべきであったと主張しているところ、前述のとおり、免除申請が行われていない期間について、記録を訂正する必要性はなかったものと考えることが相当である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。